

2020年5月26日

新型コロナウイルス感染拡大に伴うガス料金の特別措置の追加対応について

五条ガス株式会社は、3月25日に新型コロナウイルス感染拡大に伴うガス料金の支払期限日の延長についてご案内しましたが、この度、その特別措置を延長することといたします。

(1) ガス料金について

2020年2月検針分（支払期限が2020年3月25日以降となるもの）及び3月、4月、5月、6月検針分のガス料金について、支払期限日を1ヶ月延長いたします。

(2) 今回の措置を適用させていただくお客さまについて

上記(1)の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用させていただきます。

- ①当社とガスの供給について契約されているお客さま
- ②新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度の貸付がなされているお客さま
- ③当社にお申し出のあるお客さま

(3) お申し出先

五条ガス株式会社

【電話番号】 0747-22-3344

【受付時間】 9:00 ~ 17:00

※生活福祉資金貸付制度とは

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業により生活費の貸付が必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付等を行う制度（2020年3月25日に受付が開始される新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）